

2025 年 8 月 25 日

お客さま各位

西日本シティ銀行

貸金庫規定の改定について

当行は、他行において発生した貸金庫窃取事案ならびに金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正等を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記のとおり貸金庫規定を改定します。

なお、改正後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまについても適用されますので、あらかじめご了承ください。

当行は今後も、お客さまに安心して貸金庫をご利用いただけますよう、管理態勢強化やサービスの改善に努めてまいります。

記

1. 改定の対象となる規定

- ・貸金庫・自動貸金庫共通規定
- ・貸金庫規定
- ・自動貸金庫規定

2. 改定内容

(1) 主な改定内容

①貸金庫に格納^{※1}いただけないものに「現金」を追加

②貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面^{※2}等で申告いただくこと等

※1 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご来店時等に、現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。

※2 書面につきましては、2025 年 10 月頃から順次、お届けいただいている住所宛てに郵送等させていただきます。
お手元に届き次第、ご申告ください。

■格納いただけない現金について

- ・日本円、外国通貨とも格納いただけません。

（注）日本円のうち、以下の 2 点が格納いただけない現金です。

①日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣

②「①」と肖像が同一である銀行券（2007 年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

詳しくは[日本銀行ホームページ](https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/index.htm)をご確認ください。

<格納いただけない銀行券一覧>（2025 年 7 月時点）

①現在発行されている銀行券



②①と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））



出典：日本銀行ホームページ (https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/index.htm)

(2) 新旧対照表

3 ページ～5 ページの新旧対照表をご参照ください。

3. 改定日

2026 年 2 月 1 日 (日)

規定改定に伴いお手数をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

以 上

【貸金庫規定新旧対照表】

■貸金庫・自動貸金庫共通規定

改定後	改定前
1. 格納品の範囲 (1) ～ (2) (略) <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> <u>2. 利用目的の確認</u> <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u> <u>3. 契約期間等</u> (略) <u>4. 使用料</u> (略) <u>5. 鍵の保管</u> (略) <u>6. 成年後見人等の届出</u> (略) <u>7. 損害の負担等</u> (略) <u>8. 貸金庫の修繕・移転等</u> (略) <u>9. 緊急措置</u> (略) <u>10. 譲渡・転貸等の禁止</u> (略) <u>11. 保証人</u> (略) <u>12. 規定の変更</u> (略)	1. 格納品の範囲 (1) ～ (2) (略) (新規追加) (新規追加) 2. 契約期間等 (略) 3. 使用料 (略) 4. 鍵の保管 (略) 5. 成年後見人等の届出 (略) 6. 損害の負担等 (略) 7. 貸金庫の修繕・移転等 (略) 8. 緊急措置 (略) 9. 譲渡・転貸等の禁止 (略) 10. 保証人 (略) 11. 規定の変更 (略)

■貸金庫規定

改定後	改定前
1. ～5. (略) 6. 解約等 (1) (略) (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。貸金庫・自動貸金庫共通規定第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①借主が使用料を支払わないとき ②借主について相続の開始があったとき ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき ⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑦本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはおそれがあると認められるとき ⑧法令で定める本人確認等における確認事項や貸金庫・自動貸金庫共通規定第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき (3) (略) (4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、貸金庫・自動貸金庫共通規定第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に貸金庫・自動貸金庫共通規定第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) (略) (6) (略)	1. ～5. (略) 6. 解約等 (1) (略) (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。貸金庫・自動貸金庫共通規定第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①借主が使用料を支払わないとき ②借主について相続の開始があったとき ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき (新規追加) (3) (略) (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、貸金庫・自動貸金庫共通規定第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に貸金庫・自動貸金庫共通規定第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) (略) (6) (略)

■自動貸金庫規定

改定後	改定前
1. ～5. (略) 6. 解約等 (1) (略) (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときには、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。貸金庫・自動貸金庫共通規定第<u>3</u>条により契約期間満了し、契約更新されないときも同様とします。 ①借主が使用料を支払わないとき ②借主について相続の開始があったとき ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき ⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑦本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはおそれがあると認められるとき ⑧法令で定める本人確認等における確認事項や貸金庫・自動貸金庫共通規定第 2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき (3) (略) (4) <u>前2項または</u>前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、貸金庫・自動貸金庫共通規定第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に貸金庫・自動貸金庫共通規定第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) (略) (6) (略)	1. ～5. (略) 6. 解約等 (1) (略) (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときには、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。貸金庫・自動貸金庫共通規定第<u>2</u>条により契約期間満了し、契約更新されないときも同様とします。 ①借主が使用料を支払わないとき ②借主について相続の開始があったとき ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき <u>(新規追加)</u> (3) (略) (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、貸金庫・自動貸金庫共通規定第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に貸金庫・自動貸金庫共通規定第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) (略) (6) (略)